

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成20年度に創設されました。制度施行にあたっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであります。

そのような中、昨年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」においては、軽減特例措置の実施から7年が経過し、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は、所得水準にかかわらず、軽減特例措置の対象となるほか、国民健康保険における軽減割合は最大7割となっていることなどの均衡を勘案し、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については、段階的に縮小することとしたところであります。

しかし、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとしていますが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って、年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、本年6月8日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」、「生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合には、激変緩和策を講じること。」を求めています。

よって、政府及び国会におかれましては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特

例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて